

令和4年度 政策特別要領

(三井住友銀行)

1 目的

この要領は、令和4年度東京都中小企業制度融資要項（以下「要項」という。）「第2 政策課題対応資金 3 金融機関提案融資 二 政策特別」について必要な事項を定めることを目的とする。

2 融資スキームの概要

(1) 取扱金融機関

三井住友銀行

(2) 名称

三井住友経営基盤強化（略称：政特16三経基）

(3) 目的

都内中小企業者及び組合に対して融資取引手続の効率化・デジタル化を提案し、経理事務の効率化等の経営支援と併せて必要な資金を融資することにより、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

(4) 融資目標額

30億円

3 定義

要項総則の2に定めるとおりとする。

また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
電子契約サービス	取扱金融機関が提供する法人向けインターネット窓口「ValueDoor」を通じて、証書貸付や特殊当座借越等の電子契約や契約内容の確認等を行うためのサービスをいう。

4 融資対象

次の(1)から(3)までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件（要項総則の3）を満たすこと。
- (3) 取扱金融機関が提供する電子契約サービスにより融資契約手続を行うこと。

5 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額 (注1)	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	取扱金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。 ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。

融資形式	証書貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。 なお、東京都が保証料率 0.2%に相当する信用保証料を補助する。
保証人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。
物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が 8,000 万円以下の場合は原則として無担保とし、8,000 万円を超える場合は要項総則の 4 に定めるとおりとする。

(注1)「政策特別」の既往融資残高を含める。

6 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで。

(2) 融資申込受付機関

三井住友銀行

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名	必要部数
要項総則の5に定める書類	所定部数

7 融資申込受付後の処理

要項総則の6に定めるとおりとする。ただし、本融資の申込受付は取扱金融機関に限られているため、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

8 関係書類の表示

関係書類には「政特16三経基」の表示をする。

9 取扱金融機関の責務及び報告等

(1) 取扱金融機関は、中小企業者等に対し、電子契約サービスの活用支援、経理事務の効率化、各種情報提供、業務あっせん等、中小企業者等のニーズに基づいたサービスの提供による経営支援を行うものとする。

(2) 取扱金融機関は、この融資が完済になるまでの間、年に一度、中小企業者等の事業年度終了の日から4ヶ月以内に、保証協会に対し、中小企業者等の決算書等財務諸表一式を提出するものとする。

10 その他

保証申込後に、天災・火災・騒乱等の不可抗力、通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネット及びコンピューターの障害等、中小企業者等の責によらない事由により電子契約サービスの提供に遅延・不能等が生じ、「4 融資対象(3)」の要件を満たさない紙媒体での融資契約手続となった場合においても、本制度の融資対象とみなすものとする。なお、紙媒体での融資契約手続となった場合は、保証協会に対し、所定の報告書によりその事由を報告するものとする。

附 則 (令和4年3月14日3産労金第1268号決定)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。